

宇部市水道局電子入札実施要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、水道局（以下「局」という。）が宇部市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して発注する場合の事務取扱について、法令及び他の要綱・要領等に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第 2 条 この要領において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

（１）電子入札システム

調達案件の登録から落札者決定までの入札手続を、コンピュータとネットワークを利用して処理するシステムをいう。

（２）電子入札

電子入札システムにより行う入札手続をいう。

（３）紙入札

書面により行う入札手続をいう。

（４）電子くじ

落札者を決定するため、電子入札システムにより行うくじ引きをいう。

（５）ＩＣカード

入札参加者の電子証明書を格納したカードで、財団法人日本建設情報総合センターが電子入札コアシステムにおいて使用可能と認めた民間認証局の発行するものをいう。

（対象案件）

第 3 条 電子入札の対象は、建設工事等（宇部市水道局建設工事等請負業者選定要綱（令和 4 年 4 月 1 日）第 2 条第 1 項に規定する建設工事等をいう。以下同じ。）のうち、局が電子入札で行う旨を指定した案件（以下「対象案件」という。）とする。

（利用者登録）

第 4 条 電子入札システムを利用しようとする者は、取得したＩＣカード並びに業者番号及び商号又は名称（以下「業者番号等」という。）を使用して、電子入札システムで利用者登録を行わなければならない。

- 2 前項に規定する業者番号等は、宇部市ウェブサイトに掲載する。
- 3 登録した利用者情報に変更が生じた場合は、直ちに利用者情報の変更を行わなければならない。

(I C カードの名義)

第 5 条 I C カードの名義は、入札参加資格として登録された個人又は法人の代表者若しくは代表者から入札、見積及び契約締結に関する権限の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）とする。

- 2 電子入札に参加しようとする者が共同企業体である場合の I C カードの名義人は、当該共同企業体を代表する構成員の代表者等とする。
- 3 代表者等の変更が生じた場合は、直ちに書面により届け出るとともに、当該変更内容を反映した I C カードを取得し、前条第 1 項の手続きを行わなければならない。
- 4 入札参加者が I C カードを不正に使用したことが判明した場合は、当該入札への参加を認めない。この場合において、当該入札参加者は、不正又は不誠実な行為として指名停止等の措置の対象となる場合がある。

(案件登録)

第 6 条 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、電子入札システムに、対象案件に関する事項を登録するものとする。

(条件付一般競争入札の参加申請等)

第 7 条 条件付一般競争入札である対象案件に参加しようとする者は、競争参加資格確認申請書提出画面において必要な資料を添付し、電子入札システムにより提出しなければならない。

- 2 添付する電子ファイルの容量が 2 M B を超える場合には、資料に代えて確認資料等持参届（様式第 1 号）を添付して送信した後、競争参加資格確認申請書受信確認通知及び入札参加に必要な資料を持参により提出するものとする。
- 3 共同企業体を対象案件に参加するときは、競争参加資格確認申請書提出画面の「 J V 参加」にチェック及び「企業体名称」欄に共同企業体の名称を入力するものとする。
- 4 管理者は、第 1 項の競争参加資格確認申請書を受け付けたときは、必要な資料の添付を確認した後、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書受付票を発行するものとする。
- 5 管理者は、前項の競争参加資格確認申請書受付票を発行した者に対し、必要な資格の適否を確認後、電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を発行するものとする。

(公募型指名競争入札の参加申請等)

第 8 条 公募型指名競争入札である対象案件に参加しようとする者は、参加表明書提出画面において必要な資料を添付し、電子入札システムにより提出しなければならない。

2 添付する電子ファイルの容量が 2 MB を超える場合には、資料に代えて確認資料等持参届を添付して送信した後、参加表明書受信確認通知及び入札参加に必要な資料を書面により提出するものとする。

3 共同企業体が対象案件に参加するときは、参加表明書提出画面の「JV 参加」にチェック及び「企業体名称」欄に共同企業体の名称を入力するものとする。

4 管理者は、第 1 項の参加表明書を受け付けたときは、必要な資料の添付を確認した後、電子入札システムにより参加表明書受付票を発行するものとする。

5 管理者は、前項の参加表明書受付票を発行した者に対し、電子入札システムにより指名通知書又は非指名通知書を発行するものとする。

（技術提案資料）

第 9 条 電子入札の対象案件が総合評価競争入札であるときは、入札参加者は、競争参加資格確認通知書を受信後、技術資料画面の「添付資料」欄に、技術提案資料を添付して電子入札システムにより提出しなければならない。

2 添付する電子ファイルの容量が 3 MB を超える場合には、資料に代えて確認資料等持参届を添付して送信した後、技術資料受信確認通知及び技術提案資料を書面により提出するものとする。

（入札）

第 10 条 入札参加者は、電子入札システムにより入札書を提出しなければならない。ただし、管理者から第 13 条に定める紙入札参加承認を得たときは、この限りでない。

2 電子入札システムによる入札書の提出期間は、原則として連続する 3 日以上（宇部市の休日に関する条例（平成 2 年条例第 15 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日（以下「休日等」という。）を除く。）とする。

3 前項において、工事費内訳書の提出が必要な場合、入札書画面の「添付資料」欄に、工事費内訳書を添付して電子入札システムにより提出しなければならない。

4 添付する電子ファイルの容量が 2 MB を超える場合は、工事費内訳書に代えて工事費内訳書書面提出届（様式第 2 号）を添付して送信した後、入札書受信確認通知及び工事費内訳書を書面により提出するものとする。

- 5 入札参加者は、入札書及び工事費内訳書（以下「入札書等」という。）を提出した後は書換え、引換え又は撤回をすることができない。ただし、他の建設工事等の落札状況により、落札時において配置技術者を配置できない可能性がある等の特別な事情がある場合は、入札書提出前に管財係へ連絡すること。

（添付資料の取扱い）

第 1 1 条 電子入札システムで提出する添付資料を作成するソフトウェアについては、次のとおりとする。

- （ 1 ） Microsoft Word
- （ 2 ） Microsoft Excel
- （ 3 ） PDF

2 添付資料を圧縮して提出する場合は、ZIP 形式によるものとする。

3 添付資料を書面により提出する場合は、電子入札における提出期間と同一とする。

（入札辞退）

第 1 2 条 入札参加者が入札を辞退する場合は、入札書等を提出する前に電子入札システム又は書面により辞退届を提出することができる。ただし、入札書提出締切日時において、入札書等又は辞退届の提出がない場合は、当該入札を棄権したものとみなす。

2 入札参加者が入札書等を提出した後は、辞退届の提出は受け付けない。ただし、他の建設工事等を落札したことにより、技術者を配置できない等の特別な事情がある場合は、開札前に財務課管財係へ辞退届を提出すること。

（紙入札）

第 1 3 条 紙入札での入札参加を希望する者は、原則として次の各号の期限までに紙入札参加承認願（様式第 3 号）を管理者に提出しなければならない。管理者は、承認後に写しを提出者に交付することとする。

（ 1 ） 条件付一般競争入札及び公募型指名競争入札による対象案件については、第 7 条又は第 8 条の申請書等の提出期限の前日。

（ 2 ） 指名競争入札による対象案件については、電子入札による入札書の提出期限の前日。

2 管理者は、紙入札参加承認願が提出されたときは、ＩＣカードの名義人変更時やシステム障害等、やむを得ない理由がある場合に限って、紙入札での参加を認めることとする。

3 紙入札参加承認を得た者は、電子入札による競争参加資格確認申請書、技術提案資料又は入札書等の提出期間内に、それぞれ必要な資料及び紙入札における入札書（様式第 4 号）を書面により提出す

るものとする。

4 入札書等の提出に当たっては、別記 1 に定めるとおりとする。

5 入札書のくじ番号の判別ができない場合、業者番号の下 3 桁の数字をくじ番号とみなすこととする。

(開札)

第 14 条 管理者は、電子入札システムにより開札を行うものとする。

2 管理者は、紙入札による参加者がある場合は、原則として当該入札者（競争入札参加資格者名簿に記載された者をいう。以下同じ。）又は入札者の代理人を入札に立ち会わせるものとする。

3 前項の場合において、開札に立ち会う入札参加者がいないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

(入札の無効)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

(1) 他人の IC カードを不正に取得し、名義人になりすました入札。

(2) 代表者等が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者等の IC カードを使用した入札。

(3) その他不正の目的をもって IC カードを使用した入札。

(4) 紙入札参加承認を得ていない者が行った紙入札。

(5) 前各号のほか、「入札の心得」5 に該当する入札。

(電子くじ)

第 16 条 落札者となるべき同価格の入札をした者又は総合評価競争入札において落札者となるべき最も高い評価値を得た者が 2 者以上いる場合には、電子くじにより落札者を決定するものとする。

2 電子くじの実施方法は、別記 2 に定めるとおりとする。

(再度入札)

第 17 条 落札者となるべき者がいないため、再度の電子入札に付する場合は、再度の入札書の提出締切日時を指定し、入札参加者に通知しなければならない。ただし、再度の電子入札に参加できない者を除くこととする。

2 再度入札の入札書提出締切日時及び開札日時は、原則として前回の入札の開札日の翌日（休日等を除く。）の局が定める時間とする。

3 再度の入札においても落札者となるべき者がいないため再々度の電子入札に付する場合には、前 2 項の規定を準用する。

(落札者決定の保留)

第 18 条 管理者は、落札を保留する必要がある場合、保留したことを入札参加者に通知するものとする。

(システム障害等)

第 19 条 電子入札システムの障害等により電子入札ができない場合は、入札の延期又は入札方式を紙入札に変更等の適切な処置をとるものとする。

2 電子入札システムを利用する者は、コンピュータウィルスに感染しないようにウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入する等の必要な対策を講じるものとする。

なお、提出された電子ファイルがコンピュータウィルスに感染していることが判明した場合、又はファイルの破損等によりその内容を確認することができない場合は、再提出を連絡するものとする。

(補則)

第 20 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(宇部市上下水道局電子入札実施要領の廃止)

2 宇部市上下水道局電子入札実施要領(令和 2 年上下水道局要領)は、廃止する。

附 則

この要領は、令和 4 年 7 月 1 日以降公告、公募又は指名通知するものから施行する。